

都営住宅電気設備工事共通仕様書（平成31年4月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第1章 一般共通事項

第3節 機器及び材料

1.3.1 機材の品質等

1 工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は日本産業規格（JIS）に適合したものを用い、JIS規格のないものは、日本電線工業会規格（JCS）、日本電機工業会規格（JEM）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、電子情報技術産業協会規格（JEITA）、日本配電システム工業規格（JSIA）、日本電気制御機器工業規格（NECA）等関係機関規格に適合したものとする。ただし、これらの規格等のない機材については、設計図書による。

3 次の(1)から(5)までによる場合は、品質及び性能を証明する資料の提出が省略できるものとする。

(1) 「JIS（日本産業規格）・JAS（日本農林規格）」と指定された機材は、そのマーク又は規格証明書により確認ができるもの

1.3.6 取扱説明書

4 緊急通報設備において、管理人（ワーデン）及び居住者用取扱説明書（日本産業規格A列3番）を、次により提出する。

(1) 管理人（ワーデン）用

管理人（ワーデン）数分の部数に3部加えた部数

(2) 居住者用

緊急通報対象戸数及び管理人（ワーデン）数分の部数に3部加えた部数

第9節 記 録

1.9.3 しゅん功図書

3 しゅん功図

製本（大きさ 日本産業規格 A 列 3 番観音開き）とする。

5 その他

監督員の指示による試験成績表（機器メーカーの成績表を含む。）、及び特殊機器の取扱説明書等を提出する（大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。）。ただし、原図は不要とする。

都営住宅電気設備工事共通仕様書 追補版（令和元年7月1日）新旧対照表

頁	改定（新）	現行（旧）	摘要
	<p>監督員の指示による試験成績表（機器メーカーの成績表を含む。）、及び特殊機器の取扱説明書等を提出する（大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。）。ただし、原図は不要とする。</p>	<p>監督員の指示による試験成績表（機器メーカーの成績表を含む。）、及び特殊機器の取扱説明書等を提出する（大きさは日本工業規格 A 列 4 番とする。）。ただし、原図は不要とする。</p>	<p>工業標準化法の 一部改正に伴う 修正</p>